

# 喫煙可能室設置施設 届出書を提出された飲食店の方へ

## 喫煙可能室(店)の変更・廃止の際にも届出が必要です

喫煙可能室設置届出書の内容に変更が生じたとき、喫煙可能室を廃止したときは届出が必要になります。

### 喫煙可能室設置施設 変更届出書

喫煙可能室設置の際に提出した届出書の内容に変更があった場合には、変更の事実を証明することができる書類を添えて、所定の様式により、保健所に届け出てください。

#### 必要書類

- ・喫煙可能室設置施設 変更届出書
- ・変更の事実を証明することができる書類の写し

届出書が必要な事例

- 店舗の名称、所在地、代表者の変更
- 管理権原者の氏名(法人名称)、法人代表者氏名、住所の変更 など

※ 更新により営業許可番号が変更になった場合は、届け出る必要はありません。

※ 客席面積の変更については、変更届の提出は不要ですが、客席面積が100㎡(約30坪)を超えた場合は、喫煙可能室は設置できません。喫煙可能室を廃止し、廃止届を提出してください。

### 喫煙可能室設置施設 廃止届出書

喫煙可能室(店)を廃止する場合には、所定の様式により、保健所に届け出てください。

#### 必要書類

- ・喫煙可能室設置施設 廃止届出書

届出書が必要な事例

- 店舗の廃止(移転、全面改装、建替に伴う廃止を含む。)
- 店舗内の全面禁煙化または喫煙専用室又は指定たばこ(加熱式たばこ)専用喫煙室の設置
- 喫煙目的施設への変更
- 客席面積の拡大(100㎡または約30坪を超えた場合)

※ 全面禁煙化した場合、喫煙専用室又は指定たばこ(加熱式たばこ)専用喫煙室をを設置した場合、喫煙目的室を設置した場合(喫煙目的施設の要件を満たした場合に限る。)は、それぞれの適切な標識を、喫煙室入口及び店頭に掲示してください。

また、状況に合致しなくなった標識は、必ず取り外してください。

### 那覇市保健所への届出方法

・届出書の提出については那覇市保健所へ直接持参していただくか、郵送にての提出も可能です。

※郵送料はご負担ください。

提出先(郵送可)

〒902-0076 沖縄県那覇市与儀1丁目3番21号

那覇市保健所 健康増進課(2階3番窓口)

受付時間: 平日 8:30~12:00、13:00~17:15

☎:098-853-7961 FAX:098-853-7965

届出書ダウンロードはこちら

那覇市 喫煙可能室

QRコードはこちら

